財団法人日本学生航空連盟寄付行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人日本学生航空連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区新橋一丁目 18番2号明宏ビル本館5階におく。 (支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部をおくことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、学生スポーツの本旨に則り、学生、生徒に対し航空技術の研修を行い、あわせて加盟大学その他の学生航空団体の事業を助成し、相互の連絡を図り、もって航空文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 学生、生徒に対する航空機操縦技術の研修
 - (2) 航空に関する研究会、講習会及び展覧会等の開催
 - (3) 加盟大学その他学生、生徒の航空団体の事業に対する援助
 - (4) 日本学生航空競技会の開催及び国際航空競技会への参加
 - (5) 機関誌等の刊行
 - (6) その他前条の目的を達するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第6条 この法人の資産は、次のとおりとする。
 - (1) この法人設立当初朝日新聞社の寄附にかかる別紙財産目録記載の財産
 - (2) 資産から生じる収入
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) 維持会員の負担金
 - (5) 寄附金品
 - (6) その他の収入

(資産の種別)

- 第7条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金と する等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。 (経費の支弁)

第10条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に、会長が編成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

- 第12条 この法人の収支決算は、毎事業年度終了後3か月以内に会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。
- 2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第9条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第15条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

- 第16条 この法人には、次の役員をおく。
 - (1) 理事 20 名以上25 名以内(うち会長1名、専務理事1名、常務理事2名以上5名以内)
 - (2) 監事 2 名または3 名

(役員の選任)

- 第 17 条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は互選で会長 1 名、専務理事 1 名及び常務理事 2 名以上 5 名以内を定める。
- 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

- 第18条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
- 2 専務理事は、会長を補佐し、日常の事務を総括するとともに、会長に事故があるとき、又は会長

が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

- 3 常務理事は、会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を 議決し、執行する。

(監事の職務)

- 第 19 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
 - (1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。 (役員の任期)
- 第20条 この法人の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。 (役員の解任)
- 第 21 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により会長がこれを解任することができる。
 - この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

- 第22条 役員は、無給とする。ただし、常勤の場合は有給とすることができる。
- 2 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(評議員の選出)

- 第23条 この法人には、評議員50名以上60名以内を置く。但し、理事現在数と同数以上とする。
- 2 評議員は、理事会で選出し、会長が任命する。
- 3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 評議員は、役員を兼ねることはできない。
- 5 評議員には、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第24条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

(事務局及び職員)

- 第25条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。
- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第26条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の

3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その 請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

- 第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。
- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって 決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

- 第 28 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (3) 基本財産についての事項
 - (4) 長期借入金についての事項
 - (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 2 前2条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と、第26条第2項中「会長とする。」とあるのは、「評議員の互選によって定める。」と読み替えるものとする。

(議事録)

第29条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 維持 会員

(維持会員)

第30条 この法人の目的事業を賛助するものを維持会員とする。

維持会員は、次の3種とする。

- (1) 維持会員 大学若しくは高等学校において結成を承認された学生航空団体又はそれに準じて 取扱われる学生航空団体で理事会が承認した団体
- (2) 特別維持会員 この法人の維持会員である者又は維持会員であった団体に属していた者又は これに準ずる者で理事会が承認したもの
- (3) 名誉維持会員 理事会が評議員会の同意を得て特に名誉維持会員として推薦したもの (負担金の納入)
- 第31条 この法人の維持会員及び特別維持会員は、法人が別に定めるところにより、事業に参加の際、 負担金を納入しなければならない。

(加入申込書)

第32条 維持会員になろうとする団体は、当該団体が第30条第1号の資格を有することを証明する 書類を、また、特別維持会員になろうとする者は、所属している団体又は所属していた団体が第30 条第1号の資格を有することを証明する書類を添えて加入申込書を、この法人に提出しなければな らない。

(維持会員の退会、除名)

第33条 維持会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届けを会長に提出しなければならな

い。

2 維持会員に規則、義務違反その他、加盟する団体たるにふさわしくない行為があると認められるとき、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により会長がこれを除名することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその団体に弁明の機会を与えなければならない。

第7章 加盟団体

- 第34条 この法人の目的に賛同し、この法人の学生航空事業に参加するものを加盟団体としておく。
- 2 加盟団体は、学生航空団体又はそれに準じて取扱っている学生航空団体を有する大学又は高等学校とする。
- 3 加盟団体になろうとする大学又は高等学校は、この法人が別に定める手続を経て、この法人の理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。
- 第35条 加盟団体は、第5条第1号、第2号及び第4号の事業に参加し、又は団体に属する学生、生徒が参加し、並びに同条第3号の助成を受けることができる。

第8章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長)

- 第36条 この法人には、名誉会長1名をおくことができる。
- 2 名誉会長は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 3 名誉会長は、この法人の行う航空競技会等の事業を総裁し、名誉職とする。 (顧問及び参与)
- 第37条 この法人には、顧問及び参与を各々若干名をおくことができる。
- 2 顧問は、航空界の著名な功労者、またはこの法人に対し顕著な協力者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の相談に応ずる。
- 4 参与は、この法人の事業遂行に特に関心と協力を寄せる者のうちから理事会の推薦により会長が 委嘱する。
- 5 参与は、この法人の事業の運営に参与する。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決を経、かつ、文部 科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第39条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第 40 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議 決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄 附するものとする。

第10章 雑 則

(書類及び帳簿の備付等)

- 第 41 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。
 - (1) 寄附行為
 - (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 官公署往復書類
 - (8) 収支予算書及び事業計画書
 - (9) 収支計算書及び事業報告書
 - (10) 貸借対照表
 - (11) 正味財産増減計算書
 - (12) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は 永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上 保存しなければならない。
- 3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第11章 補則

(細 則)

第42条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

1959年4月 制定

2008年9月25日改定

2011年8月3 日改定

「これは本連盟の寄附行為に相違ありません」

2011年10月12日

財団法人日本学生航空連盟 専務理事 吉田 正克 印